

国内経済要録

◇IMF 8 条国移行およびOECD加盟

政府は2月17日付でIMFに対し、わが国が協定第8条の義務を受諾する旨通告したが、IMF理事会は3月11日、これを了承し、わが国は4月1日から8条国に移行することとなった。

なお、同理事会においては、観光渡航に関する外貨持出制限(1人1年1回500ドルで自由化)および日韓オープン勘定の2項目については、残存為替制限としてIMFの特認が与えられ、できるだけ早期に廃止するとの前提で引き続き協議が続けられることとなったほか、わが国のスタンドバイ取決め(305百万ドル、うちゴールド・トランシュ180百万ドル、第1クレジット・トランシュ125百万ドル)についても承認が与えられ、同取決めは即日発効をみた。

また、わが国は昨年7月、OECD理事会の決定に基づき、OECD加盟を正式に招請されたが、政府は4月28日、OECD受託機関たるフランス政府に対しOECD加盟書寄託の手続きをとり、わが国のOECD加盟は正式に発効をみた。OECDコードによる自由化は、IMF 8条国の自由化義務とは異なり、經常取引のみならず資本取引についても行なう必要があり、また為替制限の方法によらない契約規制も認められないため、わが国は下記の17項目について留保(註)を取り付けている。

(注) 留保17項目	
既往円ベース投資関係	4項目
(元本・果実回収・株式売却)	
第三国人関係	3
(移住送金等)	
観光渡航	1
フィルム	1
封鎖預金使用	1
内国証券購入	1
技術援助	2
保険	2
1年未満の商業クレジット	1
1年以上5年未満の商業クレジット	1

◇米ドル建輸入ユーザンス金利の改訂

本邦側甲種外国為替公認銀行は、米国における一流銀行引受手形(BA)レート(90日物)が、4月2日から $\frac{1}{8}\%$ 引き上げられ4%となったのに伴い、米ドル建ユーザンス金利をこれにスライドして一律年利 $\frac{1}{8}\%$ 引き上げ、4月4日から実施した。

その後、米国における一流銀行引受手形(BA)レート(90日物)は、4月14日から $\frac{1}{8}\%$ 引き下げられ、再び3%となったので、米ドル建輸入ユーザンス金利もこれにスライドして一律年利 $\frac{1}{8}\%$ 引き下げられ、下記のとおり、4月3日以前の水準に戻った。

	一 般	サービ
3か月物 $\frac{1}{8}$ つき 輸入ユーザンス金利	年利 6.375%以上	年利 6.125%以上
3か月物 $\frac{1}{8}$ なし 輸入ユーザンス金利	〃 6.625 〃	〃 6.25 〃
4か月物は3か月物の各 $\frac{1}{8}\%$ 高		

◇輸入担保率の一部引下げ

政府は、さきに輸入抑制措置として輸入担保率を引き上げたが(昭和39年3月号要録参照)、今回品目間の調整をはかる趣旨から、出超是正のため輸入促進措置がとられている熱帯産品、公共事業用物資で需要者が特定され思惑輸入のおそれがない物資および35%物資のうち原材料として使用されている物資(これら物資の全輸入額におけるウェイトは2%弱)について、担保率の引下げを行ない、4月21日から実施した。

◇輸入自由化

政府は、カラー・テレビ、ビデオテープレコーダー、石油製品など8品目の輸入自由化を4月1日に実施した。これによって、残存輸入制限品目数は、従来の182品目から174品目となった。